

## 県立津久井支援学校施設の利用について

### 1 ご利用いただける施設

利用施設	利用日及び利用時間	利用できる設備等
グラウンド	土・日 9:00~12:00 13:30~16:30	校舎2階 玄関 トイレ 進路相談室 (車いす利用の場合) 1階~2階エレベーター 1階 トイレ
体育館		
進路相談室	火・金(平日) 17:00~19:00 土・日 9:00~12:00 13:30~16:30	

### 2 利用のしかた

#### (1) 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住又は在勤の方。

なお、次のような場合は、(利用承認後であっても)利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党や宗教団体の支持や反対のための利用、その他政治又は宗教に関する活動を目的とした利用
- イ 営利を目的とした利用
- ウ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- エ 申込内容に反する利用
- オ その他、施設の管理や学校教育活動に支障をきたすおそれのある利用

- (2) 申込方法 利用希望日の属する月の前月初日から10日までの間に、施設利用申込書により 担当者に申し込んでください。他の利用者等との調整の後、ホームページにて15日に利用団体を表示します。施設利用承認書を交付しますので、取りに来てください。

### 3 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、あらかじめ保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

#### 4 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

ア 県立学校は全面禁煙です。

イ 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。

ウ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、利用前の状態に戻した後、学校警備員の確認を得てください。

エ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたって学校警備員及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。

オ 利用中は門扉を閉めてください。

カ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察 110 番や消防 119 番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください。

キ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、施設・設備破損届を必ず提出してください。

ク 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。

ケ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

コ 別紙「新型コロナウイルス感染対策における注意事項」に定める事項を遵守してください。

サ 駐車スペースは学校敷地内とします。職員駐車場の利用はご遠慮ください。

- 緊急の場合は関係機関（警察や消防）に、ご連絡ください。
- 病院（平日・夜間） 相模原赤十字病院 連絡先 042-784-1101
- 110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、必ず学校職員もしくは学校警備員に連絡を入れてください。